



**あなたのエコ暮らし応援事業
高効率給湯器導入のための補助金**



加古川市は、地球温暖化防止に向け、温室効果ガス排出量の削減を促進するため、既存住宅における高効率給湯器(エコキュート、ハイブリッド給湯機)を導入する市民に対して補助を実施します。

補助要件	<p>(1)市内に住民登録を有する個人であり、常時居住する市内の住居であること。 (2)市税を滞納していないこと。 (3)導入する設備は、中古設備の導入やリース契約による設備導入でないこと。 (4)性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。 (5)各種法令等に遵守した設備であること。 (6)既設の給湯器からの入れ換えであること。 (7)導入する給湯器は次に掲げるいずれかであること。 ア 電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート) イ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) (8)国の「高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(以下、「給湯省エネ事業」という。)」の交付決定を受けていること。 (9)「給湯省エネ事業」以外の、国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入でないこと。</p>							
補助金額	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">「給湯省エネ事業」の交付決定を受けた年度</th> <th style="text-align: center;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和6～7年度</td> <td style="text-align: center;">15万円から「給湯省エネ事業」の交付決定額を差し引いた額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年度</td> <td style="text-align: center;">5万円</td> </tr> </tbody> </table>		「給湯省エネ事業」の交付決定を受けた年度	補助額	令和6～7年度	15万円から「給湯省エネ事業」の交付決定額を差し引いた額	令和8年度	5万円
「給湯省エネ事業」の交付決定を受けた年度	補助額							
令和6～7年度	15万円から「給湯省エネ事業」の交付決定額を差し引いた額							
令和8年度	5万円							
申請書類	<p>(1)加古川市家庭用省エネ設備導入補助金交付申請書(様式第1号) (2)対象設備について、「給湯省エネ事業」の補助を受けたことを証する「交付決定通知書」又は「交付決定と振込のお知らせ」の写し (3)運転免許証、マイナンバーカード又は住民票の写しなど市内に住民登録を有することが確認できる書類の写し (4)補助対象経費の内訳、従前設備の撤去について明記された工事請負契約書等の写し (5)補助対象経費に係る領収証の写し (6)誓約書(様式第2号) (7)加古川市市税確認承諾書(様式第3号) (8)委任状(様式第6号)(手続きを委任する場合) (9)その他市長が必要と認める書類 ※申請書類等はホームページに掲載しています。ホームページはこちら⇒</p> <div style="text-align: right;">  </div>							
期申請	<p>「給湯省エネ事業」の交付決定日から10か月以内又は令和9年3月31日までのいずれか早い日</p>							
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は事後申請制です。 ・予算額に達し次第、受付を終了します。 ・事前に予告なく受付を終了する場合があります。 							

○問合せ・提出先
加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)
電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569
電子メール:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp